

佐賀県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年二月十五日から平成二十三年三月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 若宮鶴線	神崎市神崎町鶴字鶴籠二五二〇番一 地先から 神崎市神崎町鶴字鶴籠二六五一番一 地先まで	平成二三・二・一五